

愛国浄水場更新事業
基本協定書（案）

平成26年8月29日

釧路市上下水道部

目 次

第1条 (目的)	1
第2条 (基本契約等)	1
第3条 (甲及び乙の義務)	1
第4条 (SPCの設立等)	1
第5条 (株式質等)	2
第6条 (業務の委託等)	2
第7条 (基本契約の締結等)	3
第8条 (準備行為等)	4
第9条 (基本契約不調時の取扱い)	4
第10条 (違約金)	4
第11条 (財務書類等の提出)	4
第12条 (秘密保持)	5
第13条 (協議)	5
第14条 (準拠法及び管轄裁判所)	5
別紙 出資者誓約書兼保証書の様式	7
添付 誓約書	9

愛国浄水場更新事業（以下「本事業」という。）に関し、釧路市（以下「甲」と総称する。）並びに構成企業●●●株式会社、構成企業●●●株式会社、構成企業●●●株式会社、構成企業●●●株式会社（以下「乙」と総称し、乙の代表企業である●●●株式会社を「代表企業」、「代表企業」を含む乙の各構成企業を個別に「構成企業」という。）は、以下のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、本事業に関し、乙が落札予定者として決定されたことを確認し、浄水場の設計、工事及び維持管理を一体の事業として、実施することを目的とする各契約の締結について必要な事項を定めるものとする。

(基本契約等)

第2条 本事業の契約は以下の3つの契約から構成される。

- (1) 愛国浄水場更新事業に関する基本契約（以下「基本契約」という。）
- (2) 愛国浄水場更新事業に関する建設工事請負契約（以下「建設工事請負契約」という。）
- (3) 愛国浄水場更新事業に関する維持管理業務委託契約（以下「維持管理業務委託契約」という。）

(甲及び乙の義務)

第3条 甲及び乙は、前条に規定する契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

- 2 乙は、前条に規定する契約締結のための協議に当たっては、甲の意見及び要望事項を尊重するものとする。

(SPCの設立等)

第4条 乙は、本協定締結後1月以内に釧路市内に事業会社（以下「SPC」という。）を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立し、平成27年5月29日までに、SPCに係る商業登記簿謄本を甲に提出しなければならない。

- 2 前項に規定するSPCの設立に当たっては、構成企業は全員出資を行うこととし、代表企業の株式保有割合は、SPCの設立時から維持管理業務委託契約の終了までの期間を通じて出資者のうち最大の出資を行うこと。なお、SPCの資本金は経営に必要かつ適切な規模にしなければならない。
- 3 乙は、SPCの取締役が選任され又は改選された場合は、SPCから甲へ報告させるものとする。
- 4 SPCの設立時から維持管理業務委託契約の終了までの期間において、構成企業は原則として出資比率を変更できないものとする。ただし、書面による甲の承諾を得られた場合を除く。
- 5 構成企業は、建設工事請負契約を締結するために、共同企業体を結成する際には、基本契約締結前に、甲の指定する特定建設工事共同企業体協定書及び特定建設工事共同企業体編成表を甲に提出するものとする。
- 6 構成企業のうち、前項の共同企業体を結成する者は、特定建設工事請負契約上の債務について連帯して責任を負う。

(株式質権等)

- 第5条** S P Cの設立後直ちに、乙は、構成企業をして、維持管理業務委託契約に基づく甲のS P Cに対する一切の債権（業務履行請求権を含むが、これに限られない。以下「被担保債権」という。）を担保するため、S P Cが発行する株式全部（以下「本株式」という。）の上に、甲のために第一順位の質権を設定させ、対抗要件を具備するために必要な措置をとらせる。
- 2 S P Cが増資による株式発行、若しくは新株予約権、新株予約権付社債又はこれらに類似する有価証券の発行をする場合には、乙は、S P Cをして、甲へ書面による事前の承諾を得させなければならない。
- 3 乙は、構成企業をして、甲の書面による承諾なく、S P Cに係る新株予約権、新株引受権又はこれらに類似する権利を行使させてはならない。
- 4 本株式に関連して、新株予約権の構成企業への付与又は構成企業による取得があった場合、本株式に基づく新株引受権の構成企業への付与又は構成企業による取得若しくは新株の構成企業への割当があった場合、若しくはその他これらに類似する権利の構成企業への付与又は構成企業による取得があった場合には、乙は、構成企業をして、被担保債権を担保するため、当該新株予約権、新株引受権、新株式又はこれらに類似する権利、若しくは本株式に対する新株の割当なくして構成企業が取得した本株式以外のS P Cが発行した株式に、第1項に準じて質権を設定させ、対抗要件を具備するために必要な措置をとらせなければならない。
- 5 乙は、S P Cの株式、新株予約権、新株引受権又はこれらに類似する権利を譲渡し、これに担保権を設定し、又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

(業務の委託等)

第6条 甲は乙に対し第1号中①及び②に掲げる業務（以下「建設工事請負業務」という。）を建設工事請負契約に基づき、特定建設工事共同企業体に請け負わせ、第1号中③に掲げる業務（以下「維持管理業務」という。）を維持管理業務委託契約に基づきS P Cに委託するものとする。

(1) 浄水場に関する業務

① 設計業務

- ア 調査（周辺環境調査、測量調査、地質調査、試掘調査、電波障害調査、説明会等補助）
- イ 実施設計（基本設計「土木建築含む」、詳細設計「土木建築含まず」、本事業に関わる各種申請書類等の補助）

② 工事業務

- ア 新設施設の建設工事（土木建築を含まず、整備対象施設となる機械、電気・計装設備、太陽光発電設備、室内配管、付帯設備の工事及び試運転調整）

③ 維持管理業務

新浄水場水処理プラント設備における

- ア 運転マニュアル作成
- イ 設備台帳作成
- ウ 保守点検業務

- エ 修繕業務
- オ 消耗品調達管理業務
- カ 薬品調達管理業務
- キ 膜設備の薬品洗浄業務
- ク 各種計画策定業務
- ケ 水処理に係る指導・助言業務
- コ 災害及び事故対策業務
- サ 事業終了時の引継ぎ業務

- 2 S P Cが構成企業に維持管理業務を委託する場合には、乙は、S P Cに構成企業と業務委託契約を締結させるものとし、当該契約締結後速やかに、契約書の写しを甲に提出させなければならない。
- 3 工事企業及び前項に基づき維持管理業務を受託した企業は、前2項の規定により、甲又はS P Cから受託した業務を誠実に履行しなければならない。
- 4 S P C設立後において、甲の都合により業務範囲を変更する場合には、甲乙双方協議のうえ業務委託契約を変更することが出来るものとする。

(基本契約の締結等)

第7条 甲及び乙は、本協定の締結日から平成27年5月29日までの間に、甲、構成企業及びS P Cの間で基本契約を締結させるものとする。ただし、基本契約の締結がなされる前に、本事業又は基本契約の締結に関して、次の各号の事由が生じたときは、甲は、構成企業及びS P Cとの間で基本契約を締結しないことができる。

- (1) 構成企業のいずれかが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第7項の規定により排除措置命令が確定したとき、又は同法第49条第6項、第52条第3項及び第66条第2項に規定する審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
 - (2) 構成企業のいずれかが、独占禁止法第3条又は同法第8条第1項第1号の規定に違反するとして、同法第50条第5項の規定により課徴金納付命令が確定したとき、又は同法第50条第4項、第52条第3項及び第66条第2項に規定する審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
 - (3) 構成企業のいずれかが、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (4) 構成企業のいずれかの役員又は従業員について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 前各号のほか、基本契約の締結までに、構成企業のいずれかが、平成26年12月付「愛国浄水場更新事業入札説明書」（改訂版）において提示された入札参加資格の全部又は一部を喪失したとき。
- 2 甲は、構成企業の責めに帰すべき事由により、構成企業及びS P Cと基本契約を締結することができない場合には、当該構成企業に対し、本事業に係る落札金額並びにこれに係る消費税

及び地方消費税の合計額の100分の10に相当する金額を損害賠償金として請求することができる。

- 3 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、甲にその超過分についての請求を妨げるものではない。
- 4 甲及び乙は、基本契約締結後についても、本事業の遂行のために協力するものとする。
- 5 乙は、基本契約の締結と同時に、別紙様式による出資者誓約書兼保証書を作成して甲に提出するものとする。また、乙はSPCが増資を行った場合、当該増資完了後速やかに増資の結果を踏まえ、出資者誓約書兼保証書を更新し、甲に提出するものとする。

(準備行為等)

- 第8条** 基本契約締結前であっても、乙は、自己の責任と費用において本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。
- 2 前項に規定する協力結果は、基本契約締結後、基本契約の当事者となる乙及びSPCに速やかに引き継ぐものとする。

(基本契約不調時の取扱い)

- 第9条** 本協定に別段の定めがある場合を除き、事由のいかんを問わず基本契約の締結に至らなかった場合は、既に甲及び乙が本事業の準備に関して、支出した費用は各自の負担として、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。

(違約金)

- 第10条** 基本契約締結から維持管理業務委託契約の終了までの間に、構成企業に本事業又は基本契約の締結に関して第7条第1項ただし書各号の事由が生じたときには、当該構成企業が連帯して、甲の請求に基づき、落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲に生じた損害が同項に規定する違約金の額を超える場合は、甲はその超過分につき賠償を請求することができ、当該構成企業は連帯してこれを支払う義務を負うものとする。

(財務書類等の提出)

- 第11条** 乙は、SPCの各事業年度最終日の3月前までに、また浄水場の使用開始年度については、使用開始予定の6月前までに翌事業年度の事業計画をSPCから甲に提出させる。
- 2 乙は、SPCの設立時から本事業が終了するまでの間、経営の健全性及び透明性を確保するために、SPCの各事業年度最終日より3月以内に、会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（SPCが会計監査人設置会社であるか否かを問わず、公認会計士又は監査法人による監査済みのものに限る。）をSPCから甲に提出させなければならない。
 - 3 乙は、SPCの設立時から本事業が終了するまでの間、前項の他にSPCの株主に関する経営状況及び会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細

書（SPCの株主が会計監査人設置会社であるか否かを問わず、公認会計士又は監査法人による監査済みのものに限る。）を当該株主の毎事業年度最終日より3月以内に、甲に提出させなければならない。

(秘密保持)

第12条 甲及び乙は、本協定に関する事項につき知り得た情報について、あらかじめ相手の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと並びに本協定の履行目的以外には使用しないことを確認する。ただし、本協定前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合、本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所により開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、甲が法令等（釧路市情報公開条例（平成17年10月11日条例第24号）に基づき開示する場合、及び甲又は乙がそれぞれの弁護士等のアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合は、この限りではない。

(協議)

第13条 本協定の規定又は本協定に定めのない事項につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

(準拠法及び管轄裁判所)

第14条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する紛争は、釧路地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を●通作成し、甲及び乙が、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成●●年●月●●日

甲) 所在地 釧路市南大通2丁目1番121号

釧路市

(代表者) 釧路市公営企業管理者

鈴木 信

印

乙)

所在地 ●●●●

代表企業 ●●●

代表取締役社長 ●● ●●

印

所在地 ●●●●

構成企業 ●●●

代表取締役 ●● ●●

印

所在地 ●●●●

構成企業 ●●●

代表取締役 ●● ●●

印

所在地 ●●●●

構成企業 ●●●

代表取締役 ●● ●●

印

所在地 ●●●●

構成企業 ●●●

代表取締役社長 ●● ●●

印

別紙 出資者誓約書兼保証書の様式

平成●年●月●日

釧路市公営企業管理者

鈴木 信 殿

出 資 者 誓 約 書 兼 保 証 書

釧路市（以下「市」という。）並びに代表企業、構成企業の間で、平成●年●月●日付で締結された「愛国浄水場更新事業基本協定書」（以下「本協定」という。）に関して、SPCの出資者である●、●及び●（以下「出資会社」と総称する。）は、本日付けをもって、後記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。

記

- 1 【SPCの名称】（以下「SPC」という。）が、平成●年●月●日に、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存続していること。
- 2 SPCの株数、議決権数は下記のとおりとする。
 - (1) 本日現在におけるSPCの発行済株式総数は●株であり、総株主の議決権数は●個であること。
 - (2) 出資会社の保有するSPCの株式に係る議決権の総数は●個であり、そのうち●個は●が、●個は●が、●個は●がそれぞれ保有すること。
- 3 出資会社は、本事業が終了するまでの間、SPCの議決権を各保有するものとし、本協定第4条第2項及び第4項を遵守するとともに、事前に市の書面による承諾がある場合を除き、SPCの株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。ただし、出資会社はいかなる場合も、反社会的勢力（集团的又は常習的な違法行為を行うことを助長するおそれがある団体又は係る団体の構成企業をいう。）その他これに類する者に対し、係る処分を行わないこと。
- 4 出資会社が、事前に市の書面による承諾を得て、SPCの株式を譲渡する場合、出資会社は、当該譲渡と同時に、係る譲渡の譲受人から添付様式による誓約書を徴求の上、市に提出すること。

出資会社)

所在地 ●●●●
代表企業 ●●●
代表取締役社長 ●● ●● 印

所在地 ●●●●
構成企業 ●●●
代表取締役 ●● ●● 印

所在地 ●●●●
構成企業 ●●●
代表取締役 ●● ●● 印

所在地 ●●●●
構成企業 ●●●
代表取締役 ●● ●● 印

所在地 ●●●●
構成企業 ●●●
代表取締役社長 ●● ●● 印

添付

平成●年●月●日

釧路市公営企業管理者

鈴木 信 様

誓 約 書

釧路市（以下「市」という。）並びに代表企業、構成企業の間で、平成●年●月●日付で締結された「愛国浄水場更新事業基本協定書」（以下「本協定」という。）に関して、当社は、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。

記

- 1 本日現在、当社が保有する【S P Cの名称】（以下「S P C」という。）の株式に係る議決権数は●個であること。
- 2 当社が保有するS P Cの株式の譲渡、担保権の設定その他の処分を行う場合、事前に市に書面で通知し、市の書面による承諾を得ること。
- 3 事前に市の書面による承諾を得て、当社がS P Cの株式を譲渡する場合には、当該譲渡と同時に、係る譲渡の譲受人から、本誓約書と同様式の誓約書を徴求の上、市に提出すること。また、担保権の設定等の処分を行う場合には、担保権設定契約書等当該処分に係る契約書の写しを速やかに市に提出すること。

所在地

氏名 ●● ●●

代表者